

気象警報発令等の扱いについて（令和8年5月29日以降）

■午前7時の時点で、①・②・③のいずれかに該当する場合は自宅待機して下さい。

- ① 大阪市に、以下の警報等が発令されている場合
 - a) 暴風・大雪・暴風雪の警報・特別警報
 - b) 大雨の警報・危険警報・特別警報【レベル3以上】
- ② 大阪市以外の「対象となる地域」（下記参照）に、以下の警報等が発令されている場合
 - a) 暴風・大雪・暴風雪の警報・特別警報
 - b) 大雨の危険警報・特別警報【レベル4以上】 ※大雨警報は含まれません。
- ③ 淀川 または 淀川水系神崎川・安威川を対象とした河川氾濫の警報・危険警報・特別警報【レベル3以上】が発令されている場合

■自宅待機後、午前9時の時点で、

- ①・②・③のいずれかに該当している場合は臨時休業とします。
- ①・②・③すべてが解除された場合、4時間目から授業を実施します。
（この場合、登校の通学バスは3時間遅れで運行します。また、給食は実施しません。）

【備考】

- ・学校ホームページ・連絡システム等で臨時休業についての情報をお知らせします。（電話での問い合わせには対応できない場合があるため、可能な範囲で、学校ホームページや学校連絡システムをご利用ください。）
- ・「大阪市を除く市町村にお住まいで、居住地域に大雨警報が発令されている」「①・②・③には該当しないものの雨風が強い」などで登校が困難な場合は、学校へ電話連絡してください。教員が状況を聞き取り、指示します。（時間帯によっては電話対応ができないため、連絡システムに情報を登録してください。） 教員の指示により登校を見合わせた場合、出席できなかった授業は「出席」として取り扱います。

※対象となる地域（本校幼稚部から高等部本科までの校区です）

大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町、東大阪市、守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市